

平成30年度第1回群馬県サービス管理責任者等研修

実施要領

1 研修目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 研修科目・研修期間等 構成： 共通講義1日、分野別講義・演習2日（実3日間）

研修科目		対象となる障害福祉サービス	研修期間 会場	
共通講義		全サービス	平成30年8月17日（金） 群馬会館 ホール（前橋市大手町2-1-1） ※指定席	
研修科目		対象となる障害福祉サービス	研修期間 会場	定員
分野別講義・演習	第1分野 介護	療養介護 生活介護	平成30年 8月23日（木） 24日（金） 群馬県庁29階 294会議室 （前橋市大手町1-1-1）	60名程度
	第2分野 地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）	平成30年度第1回は開催しない。 （第2回での開催は未定）	—
	第3分野 地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練） 共同生活援助 自立生活援助	平成30年 8月28日（火） 29日（水） 群馬県庁28階 281-AB 会議室 （前橋市大手町1-1-1）	60名程度
	第4分野 就労	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	平成30年 9月18日（火） 19日（水） 群馬県庁29階 294会議室 （前橋市大手町1-1-1）	60名程度
	児童発達支援管理責任者【A日程】	障害児通所支援 障害児入所支援	平成30年 9月 4日（火） 5日（水） 群馬県庁28階 281-AB 会議室 （前橋市大手町1-1-1）	120名程度
	児童発達支援管理責任者【B日程】	障害児通所支援 障害児入所支援	平成30年 9月27日（木） 28日（金） 群馬県庁28階 281-AB 会議室 （前橋市大手町1-1-1）	

4 研修概要

「サービス管理責任者等研修」標準カリキュラムに基づき実施する。

5 受講対象者

※次の①及び②のいずれの要件も満たしていること。

- ① サービス管理責任者等の要件となる実務経験を満たす者もしくは、平成31年3月31日時点で満たす予定の者。
 - ② 相談支援従事者初任者研修基礎課程【2日間】の修了者（修了見込を含む）もしくは、平成17年度以前に障害者ケアマネジメント初任者研修を修了している場合は「相談支援従事者初任者研修基礎課程【1日】」の修了者。
 - ③ その他群馬県知事が認めた場合。
- ※ 他県の事業所についてもお申込は可能ですが、定員を上回る応募があった場合、県内事業所が優先となりますので、予め御了承ください。
- ※ 平成29年度までにサービス管理責任者等研修を修了している方は、共通講義を免除することができます。（免除を希望する場合は、修了証書の写しを提出してください。）ただし、平成23年度以前に児童分野以外の分野でサービス管理責任者研修を修了した方が、今年度新たに児童発達支援管理責任者の受講を希望する場合、共通講義は免除することはできません。

6 受講料

1日あたり2,000円（研修資料代等 ※実費相当分）

【共通講義及び分野別講義・演習受講の方】3日間 6,000円

【共通講義免除の方】2日間 4,000円

※受講費用は、受講決定通知に同封する振込書にてお支払いしていただきます。

振込書の控えを「受講票」に貼り付け、研修初日に御提出ください。

詳しい支払い方法については、受講決定通知に同封します。

7 受講申込方法

- ・ 受講申込については、原則として法人代表者からの推薦とします。
- ・ 申込者が複数の場合は、所属法人で取りまとめのうえ、お申し込みください。
- ・ 次の書類を、郵送にてお申し込みください。（メール・FAXは不可）

【 受講申込に必要な書類 】

- ① 受講申込提出書類チェック表（受講者1人につき1枚作成すること）
- ② 受講申込書
- ③ 実務経験（見込）証明書
- ④ 資格証書等の写し（実務経験年数10年未満の方及び国家資格保有者は、必ず提出）
- ⑤ 相談支援従事者初任者研修等の修了証書の写し
- ⑥ サービス管理責任者等研修の修了証書の写し（共通講義の免除を希望する場合）
- ⑦ 名前を変更したことが分かる書類（該当者のみ）
- ⑧ 返信先住所、所属法人名等を記載し92円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）
※5名以上申し込む場合は、140円切手を貼ること。
- ⑨ 朱書「サービス管理責任者等研修申込書在中」と記載した申込用封筒（角2封筒）

- ※ 受講申込書については、必ず記入例を確認して、間違いのないよう作成してください。
- ※ 実務経験（見込）証明書について、児童分野を受講希望の方は、児童発達支援管理責任者用の様式を御提出ください。児童分野の受講が第1希望でない場合にも、受講希望の方は、児童発達支援管理責任者用の様式で御提出ください。
- ※ 空欄は、「該当事項なし」として処理しますので、記載漏れがないよう御留意ください。
- ※ 毎年、「送料料金不足」が多数みられます。不足の場合には受理できない場合があります。必ず送料を確認してお申し込みください。

<群馬県及び委託先ホームページに申込書の様式を掲載しております>

・群馬県

群馬県トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>研修案内・ボランティア募集等>
平成30年度第1回サービス管理責任者等研修を開催します

・委託先

「プログレ総合研究所」または「大宮福祉カレッジ」で検索
大宮福祉カレッジHP>トップページ「群馬県平成30年度障害福祉従事者等研修」>
サービス管理責任者等研修

※大宮福祉カレッジ、高崎福祉カレッジ、藤仁館医療福祉カレッジは有限会社プログレ総合研究所の運営する学校名です。

8 申込期限

平成30年7月13日（金）【消印有効】

※ 締切後に届いた申込については、いかなる事情があっても受理しません。

9 申込先・問い合わせ先

◆ 申込先

〒370-0045 群馬県高崎市東町70 イースト70ビル2階
有限会社プログレ総合研究所
群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

◆ 問い合わせ先

有限会社プログレ総合研究所
電話番号：027-330-2690
(平日9:00~18:00)
FAX : 027-327-0801
E-mail : taka@omiya-fukushi.co.jp



～注意～

申込先・問い合わせ先は
群馬県庁ではありません。

10 受講者の決定

受講の可否については、同封された返信用封筒を利用して所属法人あてに平成30年7月31日(火)までに発送します(予定)。

- ※ 申込者数が募集定員を超過した場合は、法人内優先順位等を勘案し、受講の可否を決定します。
- ※ 受講決定後の受講者及び日程の変更は認められません。
- ※ 児童発達支援管理責任者研修の分野別講義・演習日程については、希望日を選択することはできません。受講申込み締切後、従事予定時期や法人の申込人数等を考慮し、事務局で受講日を決定します。

11 修了証書の交付等

- ① サービス管理責任者等研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付する。
(ただし、5の受講対象者「③その他群馬県知事が認めた者」に該当する者への証書の交付方法については、別に定めるものとする。)
- ② 修了者は、修了証書番号等を記録した群馬県研修の修了者名簿に登録する。
 - ※ 原則として、修了証書の再発行は行わないので紛失しないよう留意のこと。
 - ※ 欠席者・遅刻者・早退者には修了証書の交付はありませんのでご注意ください。
また、途中まで受講した分の修了証書、受講証明書等の発行には応じられません。
 - ※ 著しく受講態度が悪い方(私語、居眠り、その他周囲への迷惑行為等)は、修了とならない場合がありますのでご注意ください。

12 受講取り消し

提出された受講申込書・実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合等、悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取り消します。

13 身体障害等により受講に際して配慮を申請する者

受講に際して特別の配慮を希望される者は、受講申込書の記載欄に必ずご記入頂き、早めのご連絡にご協力願います。なお、ご要望内容によっては十分な対応ができない場合もありますので予め御承知願います。

14 平成30年度第2回サービス管理責任者等研修について

平成30年度第2回サービス管理責任者等研修の開催時期・開催場所等については、未定となっております。募集案内等につきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

15 その他

- 平成29年4月1日より、児童発達支援管理責任者となるために必要な実務経験が、一部変更されました。実務経験については、「サービス管理責任者の要件となる実務経験について」及び「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」を御確認ください。
- 分野別講義・演習の事前課題については、受講決定者に対し、メールにて御案内いたします。各自印刷して分野別講義・演習の当日に持参してください。詳細はメールを確認願います。